

長野市農業委員会第 36 回総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 1 月 30 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 44 分 終了時刻 午後 3 時 15 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保 5 番 久保田清隆 6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝 8 番 小池 知永 9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男 11 番 清水 貢 12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂 14 番 山本 忠宏 15 番 祢津 光博
16 番 北澤 万正 17 番 横山 幸季 18 番 高木喜久夫
19 番 曾根 信一 20 番 花見ひとみ 21 番 近藤 利章
22 番 宮崎 治夫 23 番 善財 良治 24 番 佐藤 隆
25 番 和田 修
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 大島 昭彦 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 駒村貴久美 主 事 相澤 巧基
職 員 浅川 清和
農業政策課
主 事 洞野 一樹
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 329 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 330 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 331 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 332 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 333 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について
議案第 334 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
「農用地利用集積等促進計画案 (機構配分)」の意見聴取について
議案第 335 号 非農地決定について
報告第 110 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 111 号 農地法第 5 条の規定による届出について
報告第 112 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 336 号 農地の賃借料情報について
議案第 337 号 第 20 期委員会体制への引継ぎ事項について

曾根会長代理　ただ今から第36回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中25名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　長野市農業委員会会長の青木保でございます。寒い中、本日の総会にご出席いただきましてありがとうございます。ちょっと風邪気味で声がかすれてお聞きにくいかと思っておりますけども、ご容赦いただきたいと思っております。

私どもの任期も残すところ1カ月となりました。いよいよ大詰め、それぞれ委員は新委員に対して業務引継ぎを始められたかというふうに思います。私ども3年間やってきまして、いくつかの大きな成果を残しております。長野市全体の農業委員会としてもそうですし、皆さん方それぞれ担当する地域の中においても、自分がやった3年間で新しく築いたこと、それから従来のことを継続してやってきたこと、それぞれあろうかと思っております。そういった内容を細かく新しい委員に引継ぎいただきたいというふうに思っております。とりわけお願いするとしたならば、私どもが2年間かけて作りました自分のところの10年後の農地の地域計画の課題でございます。形の上では既にホームページを通して、地域の皆さま方に提示はしていると言いつつも、どの程度の理解をされているか、どの程度の興味を持っていただいているか、非常に不確定要素の多い内容です。私はそう簡単には地域計画の実践ということについては、簡単には進まないなというふうには思っておりますけれども、あえて申し上げれば、別に目新しい私どもの活動ではないというふうに思っております。今までやってきた遊休農地の撲滅、それから農地のマッチング、担い手の発掘、こういった活動を地道に進めていく、これが一番近道であり、大事な私どもの任務ではないかというふうに考えております。そんなことも含めて、丁寧な引継ぎをそれぞれにお願いしたいと思っております。今回、初めて相対で引き継いでもらう、それから書類にサインをしていただくということまで、今までは全くなかったことですが、お願いをしてもらいました。それだけ大事な私どもの仕事だというふうに思っておりますので、重ねてお願いいたします。

農地のつぶやきにも書きましたけれども、今月半ばに市議会の経済文教委員会との意見交換会を行わせていただきました。私、ここ6年ぐらいずっと市議会の動きに注目をしているんですけども、ここ3年農業に関する議会でのやり取りが非常に多くな

ったなど、数式的にもそうですし、それからお話的にも増えたなというふうに感じております。議会としてそれだけ注目されていることは、市民の方もやっぱり農業に対して注目されている内容ではないかなというふうに思っております。今回、私どもが今年市長さんに提出いたしました意見書の内容を、ある程度細かく常任委員会の方々にご説明を申し上げましたので、引き続き議員さんとしてのフォローをお願いしました。

それから今月ですけれども、私ども綿内東町の農地基盤整備事業に、農水省の政務官が来られました。政務官というのは国会議員ですね。国会議員の方が来られて、去年の10月には経営局長が来られるという、結構幹部の方が何回か足を運んでますけれども、聞くところによると山本政務官も自ら言われていましたけれども、鈴木農水大臣からだいぶ言われているようです。副大臣も政務官もそれから当然局長さんにも、時間があつたら現地へ行けと。現地へ行って改めて農業の現場の課題、農業者が何を欲しているのかということを見てこいというようなことを、農水省の幹部の会議で申し上げたというふうに言われています。お米の問題につきましても、いろいろと背景はありますけれども、一つには農水省が現場の実態、例えば豊作だとか米の出来具合ですね、こういったものをどこまで掴んでいたのか。流通過程も米が余るほどあるというような表現をされたんですけども、実際どうだったのかということ、やっぱりきちんと掴んでいないことが一つの結果として、今回のような令和の米騒動になったと聞いています。そんなことを今回経験されて、大臣自らこういったことへ言及され、それが今全国へ飛び回っているというふうに、私自身は感じております。いずれにしても私ども現場の声を聞いていただくというのは、非常に大きなことではないかと思っております。

それからもう一つは、この前皆さん方もお気づきになったと思いますけれども、信濃毎日新聞の一面に、1月13日多分見られたかと思えます。信毎で長野市の農業関係の記事がトップ面に載るといのはなかなかないです。ここに書いてある農地情報の一元化、これは非常に優れたもので、農水省が直接このシステムについて半分補助金出しましょうということで、一般的に補助金といえば、県を通して、市を通して、県に通せば一般交付金という形で補助金があるんですけども、一般交付金になりますと知事や市長の裁量で、ある程度使い道が変わっちゃうんですね。それが今回、直接このシステムを作るために一定の金額を国としても補助しましょうというような内容が、この農地情報一元化システムです。2週間ほど前ですが、農業政策課の担当の課長補佐から、この進捗状況について私ども役員だけでレクチャーを受けました。

実際にデモをやってもらいました。非常に優れものです。各筆ごとに耕作者の氏名、当然耕作者の条件、それから地権者の条件、それがいわゆる青地になっているかどうか、地域計画に入っているか、いないか等いろいろ含めた情報が一元化して分かるんです。だから、10年後この地域は、70歳以上、80歳以上の耕作者が何人になるかというようなことも、一瞬にして出ます。そういった数字を現場に持って行ってみんなと見れば、本当に大変な状況になるということを、一目瞭然に分かるようなシステムです。これは全国で初めての制度となります。それが私どもの地元長野市で、それぞれの委員さんが使えるというようなことが、すぐここに来ていますので、ぜひこういった制度を活用していただく、またはこういった制度もできたよということを、これからの担い手の新しい委員に伝えていただくということも大きな仕事かというふうに思っていますので、改めて私の方からお願いをしておきたいと思います。

今日、案件についていくつか皆さんにご審議をお願いするわけですが、効率の良い審議をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして。大島局長よりご挨拶をお願いいたします。

大島事務局長 皆さま、お疲れさまです。足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。年が明けて早1カ月も経ち、皆さんの任期もあと残り1カ月ということで、繰り返しのお願いにはなりますけど、先ほど会長の挨拶の中であったお話や研修といたしますか、各地区で取り組んでいる事業等がございますので、それを新しい委員さんに引き継いでいただいて、事業が止まらないようにしていただきたいと思います。

それと20期の委員の候補が1名欠員といたしますか、辞退届があり欠員状態だったんですが、午前中に選考委員会を開いて、お一人決まりましたので、3月2日には25名そろってのスタートになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。私からは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますようご協力をよろしくお願いたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦いただきたいと思っております。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号

1 番 阿部考二委員、議席番号 2 番 北村守委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件におきましても、お手元に配布しました別紙 1 のとおり、関係委員が参与することができない案件がございます。その他当事者又は関係者となっている方がございましたらお申し出ください。委員の皆さま方で関係者となっている方はおられますか。

【該当なし】

議 長 これ以外はなしと確認をいたしました。次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

なお、議案の訂正はございません。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議 長 それでは続きまして、議案審議に入ります。議案第 329 号を議案といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐 議案第 329 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 6 ページの 18 番までの 18 件でございます。内容につきましては、18 件全てが所有権移転案件となります。農家創設の案件は、2 ページの 4 番、5 ページの 13 番と 14 番、6 ページの 17 番、合計で 4 件でございます。10 アール未満の案件は、1 番、3 番、5 番から 9 番、18 番の 8 件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について

て、農家創設を含めてお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から4番についてお願いいたします。

善財地区調査会長

北部地区調査会の善財です。1番につきましては、渡人の自作地全てを所有権移転するというものであります。受人は、経営面積ゼロで10アール未満ではありますが野菜等を作るということで、許可相当と判断いたしました。

それから2番ですが、こちらも渡人の自作地全てを所有権移転するというものであります。これについては、受人の自作地に隣接した畑でありまして、りんごを作付予定ということでありまして、許可相当と判断いたしました。

それから3番ですが、これにつきましては、姪への有償による所有権移転でありまして、受人自宅の隣接地にある畑を耕作したいということであります。10アール未満の案件ではありますが、許可相当と判断いたしました。

続いて4番ですが、これにつきましても自作地全てを有償による所有権移転をするというものでありまして、農家創設に当たりますので、受人に北部調査会に出席をいただいて、営農方針の説明をいただきましたけれども、農村農地への思いが強く、自家用の米を将来は出荷していきたいという意欲を表明いただきました。今回、畑とセットで購入する入居予定の住宅地については、本年6月以降入居するというものであります。備考欄にあります水稲については、今年は間に合わないため、維持管理を行い来年から米を作付けしたいということであります。営農意欲があり、今後、農地活用が認められるということで、許可相当としました。以上です。

議

長 続きまして、西部地区調査会長から、5番から8番をお願いします。

和田地区調査会長

西部地区調査会の和田です。5番につきましては、無償の10アール未満の所有権移転事案であります。申請地は住宅に接しており、渡人が92歳と高齢で農業ができなくなり、戸隠の娘さんのところへ同居することとなりました。受人はその戸隠の娘さんの知り合いで、七二会の住宅と農地を譲り受けて農業を行うもので、許可要件を満たしている事案であります。

6番につきましても、無償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人は自宅近くの本件農地を借りて長年野菜作りを行っており、申請地はこの付近では野菜栽培を行うには条件が良かったため、この度所有権移転し引き続き野菜栽培を行うので、許可要件を満たしている事案であります。

7番目につきましては、有償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人は空き家を購入し、住宅に接している申請地

で野菜作りを行うものです。受人の近隣には農業全般に精通している方がおり、この方の指導の下野菜作りを行うということで、許可要件を満たしている事案であります。

8番目につきましては、有償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人は自宅近くの申請地を借りて野菜作りを行っており、この度、渡人と購入について話がまとまったもので、購入して引き続き農業を行うもので、許可要件を満たしている事案であります。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、9番から12番お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。9番は、去年の上旬の農家相談会にいらした方です。渡人は関西で医者をしており、弟と兄弟2人で医者をしており、将来的に長野市に戻ってくる予定はないため、現在耕作をさせていただいている受人に申請地を贈与するというものです。いくつかこの案件、他に筆がありますので、整備次第申請が上がってくると思います。いずれも許可相当と判断をいたしました。

10番ですけれども、これも渡人の弟さんが遠方にいるため、現在耕作をしている兄に所有権を移転するというものであります。農地は現在適正に管理されているので、調査会では問題なし、許可相当ということで判断をいたしました。

11番は、本冊にはありますけれども、農家であります。この受人の方が不動産屋の紹介で出ていた小さな農地なんですけれども、これが荒れている農地であります。これを購入する案件ということでありまして、狭小で荒れておりますのでしっかり管理することができますよね、ということは念のため確認をいたしました。そうすると農地をきれいにして果樹を育てたいということなので、それであればということで、調査会では許可相当ということで判断したところであります。

12番は、渡人は高齢で後継者がいないため、将来を見据えて現在既に申請地を借り受けて耕作させていただいている受人に、正式に所有権を移転するというものであります。問題ないと考え許可相当と判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、13番から16番お願いします。

小林地区調査会長 南部調査会の小林です。南部地区では13から16ということで審議いたしました。13番につきましては、有償による所有権移転でございます。農家創設の案件でもあり、調査会に本人にお越しいただきまして説明をいただきました。受人は以前から水稻栽培に興味があり、4年ほど前から申請地の一部で水稻を栽培してお

りました。この度、渡人との話合いで既に耕作している農地の周辺をまとめて購入することとなったそうです。水稻栽培については有機栽培を基本とし、高負荷価値を目指したいということでございます。また、ヘーゼルナッツも一部栽培する計画とのことで、隣接地のりんご栽培に支障がないよう消毒等に留意をすることとございます。この地域の信更地区の担当委員とも関わりがあり、今後営農技術等について相談をしながら農業へ従事するということです。内容については、特に問題はありませんでした。

続きまして、14番でございますけれども、有償の所有権移転になります。農家創設の案件のため地区調査会にお越しいただいて、本申請のお話をお聞きいたしました。本申請は、空き家と農地を合わせて購入するものになります。受人は、60歳まで神奈川の川崎で働いておられまして、2年ほど前に長野県の松本市に移住をしてきておりました。この度、一軒家を探している中で、空き家バンクを通して信州新町に魅力的な物件が見つかったため、住宅と農地を合わせて購入するということになったそうでございます。移住してから松本市で農業の手伝いをしていたそうですが、本格的に営農の経験はなく、知人に教えてもらいながら野菜とブルーベリーを栽培したいということでございます。今後、信州新町の担当委員とも関わりながら農業に従事していきたいということでございます。特に内容的には問題はありませんでした。

続きまして、15番につきましては、贈与による所有権移転となります。受人は渡人の夫の兄、義理の兄であります。元々渡人の夫が当該地を相続しましたがお亡くなりになり、妻である奥さんが相続したと。しかし遠方に住んでいるため、申請地を受人が耕作していますので、無償贈与ということでこの受人に贈与したということです。作付作物は、玉ねぎとかじゃがいもとのことです。

続きまして、16番につきましては、有償による所有権移転でございます。受人は現在栗田にお住まいですが、実家が申請地から車で3分程度の場所にあります。受人は、申請地の農地を挟んだ接続地で既に2,500㎡ほど桃とネクタリンを栽培しており、規模拡大をするものになります。農業従事者は、受人本人と受人の母で耕作すると聞いております。作付予定作物は、桃とネクタリンということのようでございます。13番から16番ですけど、いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から、17番と18番をお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。いずれも有償による所有権移転の

案件です。17番につきましては、農家創設の案件となります。渡人は元々本農地のあるところに居住していましたが、現在は県外に移住して、元の住宅にも住人はいなくなった中で住宅も既に処分され、合わせて農地の譲渡も進めていた中で、今回親戚先にあたる受人の方が所有するということになりました。受人はまだ会社員ということで、今後あまり手がかからない作業を中心に栽培を進めたいということであります。また、この農地につきましては、以前から受人の父親が耕作管理をされていたということで、当面はその父親による管理耕作ということが主になっていくかと思われまます。受人も将来的には、父親の耕作しているのを継いで本格的な農業にも取り組むことを予定しているところです。ということで今後も良好な管理が見込めるとということで、許可相当と判断したものです。

18番は、面積も115㎡程度でそんなに大きくない面積で、形も三角形の不整形な農地となります。こちら渡人は耕作が行われておらず荒廃地となっていたものを、今回受人の方が整備を進めたというものです。この受人も会社員ということで、栗の栽培という予定になっているんですけども、当面は父親が管理を行っていくことになるであろうということです。条件の悪い高速道路の脇の三角不整形な狭隘な畑ということで、条件の悪い中で有償で譲り受けたという、その真意というのはちょっと確認できなかったんですけども、要件を満たしているという中で許可相当としたものでございます。今後この経過については、注視していく必要があるであろうという担当の委員からの意見です。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第329号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第329号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第330号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第330号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の7ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。本件は、通路の設置と倉庫を建築する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のと

おりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、この案件について、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願ひいたします。南部地区調査会長から、1番についてお願ひいたします。

小林地区調査会長 　南部地区調査会の小林です。1番について審議いたしました。こちら、篠ノ井の布施五明におきまして、通路の設置と倉庫を建築する転用申請であります。申請地の北側に住宅がありまして、住宅を改築するに当たり接道が必要なため、通路を設置するものになります。また、倉庫の建築については、追認の案件となっているということでございます。申請地周辺は住宅地で農地の広がりはなく周辺農地の営農に支障がないものと思われまふ。南部地区調査会で審議した結果、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れがないと認められ、許可相当とするものと判断いたしました。以上です。

議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手をお願ひします。

【質疑なし】

議 長 　それでは、意見がないようでございますので、採決をお願ひいたします。議案第330号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第330号は、許可相当とすることに決定いたしました。

　続きまして、議案第331号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願ひします。

笠井主幹兼事務局長補佐 　議案第331号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊9ページをご覧ください。番号1番から12ページ8番までの8件でございます。9ページにお戻りいただきまして、1番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。2番は、墓地を設置する転用案件です。3番は、自宅外構土間、庭、駐車場を設置する転用案件です。

　10ページをご覧ください。4番は、駐車場を設置する転用案件です。備考欄に機構意見とありますが、この案件につきまふは、転用面積が30アールを超えるため長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求め、その結果を踏まえて長野県で判断を行うものとなります。続きまして、5番は農家住宅を建築する転用案件

です。6番は、駐車場を設置する転用案件です。7番は、駐車場と家庭菜園を設置する転用案件です。

12ページをご覧ください。8番は、資材置場を設置する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。また、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達しておりました農地法第5条の5件の案件は、全て許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明いただきました。各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番と2番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。1番につきましては、使用貸借権設定による転用案件でありまして、貸人、借人共に同じ住所に登録となっておりますが、譲受人である子ですけれども、結婚して現在は夫婦でアパート暮らしをしているということで同居はしていませんが、今回、貸人の自宅と農地の間にある土地を、子のために農業後継者別棟住宅ということで転用申請があったものであります。周辺農地に与える影響は小さく、許可相当と判断いたしました。

2番につきましては、無償による所有権移転であります。渡人はお寺の檀家でありまして、受人は宗教法人ということで、今回、無償による所有権移転でありますけれども、本件につきましては、明治時代、あるいは江戸時代かも分からない、そういった古い時代からの墓地が設置されておりまして、追認案件であります。既存の墓地に隣接した土地でありまして、近隣農地に与える影響はないということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から、3番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 　西部地区調査会の和田です。受人は住宅敷地の拡張用地として申請地を購入するものであり、周辺農地への影響もなく、許可要件を満たしており、地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、4番から6番をお願いいたします。

北村地区調査会長 　4番をご説明いたします。4番は、駐車場設置の案件であります。申請者はこの土地申請者の隣に本社を置く●●でありまして、去年建て替えているんですけども、浄化槽移転ということでご説明いただいた案件でありまして、今回2回目ということにな

ります。借人の●●は、現在、既存の敷地に県内で最大規模の処理量を誇る新しい工場を建設中でありまして、そのため現在使用している社員の駐車場、あるいはロータリーの置場等が狭くなるので、駐車場が不足するため申請地を新たに駐車場として転用したいというものであります。●●の●●さんと我々担当委員全員で現地を確認し、いろいろ説明を聞きましたけども、周辺の営農には支障はないということをはっきり分かりましたので、許可相当ということで判断をいたしました。

5番は、貸人と一緒に農業を行っている孫夫婦が、申請地に農家住宅を建設するという案件になります。借人はこの貸人がおじいさんなんですけど、その孫にあたりますが養子縁組を行っているため、貸人は養父ということになります。現在、みんなで借人が中心になって耕作をしております、今後も農地を守っていくために申請地に住宅を建てたいということでもあります。事業計画書と現場を確認いたしましたが、周辺農地は受人の農地であるため影響はないということでありまして、調査会では許可相当という結論をいたしました。

6番ですけれども、これは申請地の隣に受人が事業所を設置しております、●●という会社なんですけれども、その駐車場として今回転用したいということでもあります。受人は従業員のスペースが元々不足していたんですけれども、今回新たに駐車場として転用を行いたいというのですが、もう少し付け加えれば、この申請地というのは狭いところにありまして、県道385号線と受人の●●工場、これの間に挟まれた狭隘な農地でありまして、耕作されずに来たということでもあります。農地の活用というか国土のバランス取れた発展という観点からいっても、これは妥当ではないかというふうに考えました。事業計画と現場で調査をいたしましたが、周辺農地はありませんから許可相当ということで判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、東部地区調査会長さんから、7番と8番をお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。7番ですが、有償による所有権移転を伴う案件です。これは追認の案件になります。この農地につきましては、県道と河川の堤防に挟まれた不整形な農地で、かつて電気店を営んでいた受人が、約50年前から駐車場として使用がなされてきたというものです。今回それが、まだ転用の手続きがなされていなかったというので申請が上がったものです。こちらの前の所有者につきましては、この農地から遠隔地に労働をしているという中で、この農地に隣接した受人が利用するには、最適な場所というような位置付けでございます。そういうことで周

辺農地への影響もほとんどないという中で、許可相当としたものです。

8番につきましても、有償による所有権移転です。当該農地は、松代の西条地区の両側に山が迫った、その中で神田川という河川が流れている地区で、かなり奥に入った場所に位置しています。この農地につきましては、農地と宅地が境界不明という中で混在していたと、今回申請に当たって、宅地と農地の境界を確定したというものです。今回の転用は、その農地と宅地部分を併せて便利屋を営んでいる会社の資材置場、また駐車場としての利用がされるものです。この農地の周辺につきましては、既に非農地化されているような中に隣接した農地ということで、周辺農地への影響もないと判断されます。ということで許可相当と判断したものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第331号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認しました。よって、議案第331号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第332号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第332号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本冊13ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。本件につきましては、令和6年8月30日開催の第19回総会において、農地法第5条による一時転用案件として許可相当と決定後、県に進達し同年9月9日付けで許可となった案件の計画変更申請となります。

一番右の欄をご覧ください。変更点は転用を許可した①の大字村山字北原●●の農地について、一時転用期間を記載のとおり1年延長するものでございます。また、変更理由につきましては、長野市発注の長沼雨水調整池の工事において、地盤改良の工程が増加したためでございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局の説明がありました。それでは、北部地区調査会長から、補足説明をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。ただ今、事務局の説明のとおり、一部については一時転用期間が満了し返還し、一部については期間を延長する転用であります。申請者の欄、受人、渡人とありますが、これは一時転用でありますので、借人、貸人が正しいのかなと思えますけど、事務局の説明も含めて問題ないと解釈しまして、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 長 この案件に関してご質問ございませんか。

【質疑なし】

議長 長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第 332 号について、計画変更は許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 全員賛成ですので、議案第 332 号は、許可相当と決定しました。続きまして、別冊議案 333 号を議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課 洞野 主 事 農業政策課の洞野と申します。私のほうから議案第 333 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について、ご説明申し上げます。市町村から機構に提出する農用地利用集積等促進計画案については、同法第 19 条第 3 項において、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものと規定されております。その農用地利用集積等促進計画案の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、当該農地が地域計画の区域内の土地であるときにあっては、その定めようとする農用地利用集積等促進計画案の内容が当該地域計画の達成に資すると認められること、以上 4 点であります。

それでは、別冊の 2 ページをご覧ください。利用権設定の件数及び面積は、総件数 119 件、総面積 131, 107. 51 m²でございます。ページを戻りまして、1 ページをご覧ください。このページでは、賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計面積は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は 59 名、利用権の設定をする方は 106 名となっております。最後にページを戻りまして、目次をご覧ください。今回、農家創設をする方は 6 名で、氏名、該当議案番号は、表のとおりとなっております。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いいたします。

議長 長 ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から、検討結果に基づいた補足説明並びに農家創設を含めた報告をお願いいたします。また、お手元の別紙 1 の案件につき

ましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当いたしますので、関係する委員に退席いただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。初めに、北部地区調査会長から、別冊の 3 ページ 1 番から 5 ページ 8 番までと、30 ページの 1 番をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部地区調査会の善財です。本議案については、原案どおり決定することで問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、6 ページの 9 番から 9 ページの 20 番までと、30 ページの 2 番と 3 番をお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。西部地区調査会の事案は、原案のとおり決定することで問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、10 ページ 21 番から 12 ページ 27 番までと、31 ページ 4 番から 37 ページ 24 番までお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の中間管理の案件ですが、各案件別に借受人の妥当性について確認いたしました。いずれも原案どおりで問題ないと判断いたしました。なお、中間を使った農家創設が表紙の裏にあるとおり、中部地区では 3 人いらっしゃいますので、調査会に出席いただいて、営農計画書を確認したり、お聞きしたり質疑応答をいたしましたので、少しコメントをいたします。

まず、10 ページの 21 番から 23 番のところをご覧ください。●●さんという方ですが、ぶどうを育てたいということです。申請地は、現在更地になっている川中島の農地ですが、これから苗を購入して棚を作って進めて行くということです。奥さまが現在地域おこし協力隊で活動中でして、今後二人で川中島を中心に耕作をしていきたいということです。なお、●●さんは現在里親研修中です。農地の権利取得についてどうかということがあったんですが、確認したところ、営農準備行為として認められるということです。ですので付け加えておきます。

2 人目は 34 ページの 15 番です。借人の●●さんですが、現在●●職員としても働いておられますが、職場の知人の農作業を手伝っているうちに、自分も興味を持ってやりたいという気持ちが高まりまして、農業に取り組むということになります。知人から指導を受けたり、機械についても中古を安く売ってもらうということもありますし、繁忙期は両親の手も借りるということで、具体的には水稻であります。実際は土日でもやれるということで、農業にも取り組んでいきたいということになります。

3 人目は配分変更になりますので、そちらの方で説明をいたしますが、いずれにしろ 3 名、今回新しい 20 代の若者が農家創設で来ていただいて、非常に感銘を受けてみんなで喜んだところで

す。今後も頑張ってもらいたいということで、盛り上がった調査会になりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、南部地区調査会長から、12 ページの 28 番から 22 ページの 58 番までと、38 ページの 25 番と 26 番続いてお願いします。

小林地区調査会長 はい、こちら農家創設も含めまして南部調査会で審議をしました。結果、原案どおり決定するということが問題はありません。続きまして、38 ページの 25 番、26 番、こちらも同じですが、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から 22 ページの 59 番から 29 ページの 79 番までと、38 ページの 27 番から 43 ページの 40 番までお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。この中で地域計画内 29 ページの 79 番、こちらは農家創設の案件になりますが、使用貸借権の設定をするものです。借受人は現在 34 歳でまだ若くていらっしゃるんですが、桃の栽培を予定しているということで、今年の春 18 本ほど定植の予定ということです。現在は農作業等のアルバイトを行っているということで、そういった中で委員の方から、里親制度の利用を検討したのかというような問いかけもあったんですが、検討した際には終了していたということで、それに頼らず実際に栽培のほうに取り組んでいきたいということで、今回の申請になったということです。あと桃の定植する種類について、本人はあかつきという種類を予定しているということなんですけれども、委員のほうからは、あかつきについては、販売単価が低く抑えられる傾向にあるということや、今後規模を拡大するに当たって、桃の栽培は標高が低い方がいいということで、そういったものに適した農地の借受けを進められたというところなんです。本人は今後、良い桃を作りたいという中で、農地の拡大も合わせて構想されているということです。

それから、地域計画区域外の 40 ページの 31 番、こちらも農家創設の案件ということであります。借受人は農業機械の販売を事業とされている方で、その事業地に隣接した農地を今回使用貸借で耕作を始めるといいます。いろいろ農機具の販売を通じて、販売先から実際にやってみたらと耕作を進められたということで、これから遊休農地が増える中で、自分でも耕作を行っていききたいというような展望をお持ちの方です。また、ご自身で販売する農機具の性能をぜひ自分で試してみたいというようなことも考えていらっしゃるようです。農業の経験としては、家庭菜園程度の経験しかないということなんですけれども、周辺の先輩農

業経営者の方からの指導等によって栽培を進めていきたいというところがございます。ということで、農家創設案件も含め原案どおり決定することに問題ないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほど説明を申し上げましたとおり、委員が関係する別紙1の案件を除いた案件について、質疑を行います。この案件につきまして、ご質問ございますか。別紙1を除いた案件について、いろいろと調査会長から説明をいただきましたけれども特段問題ないということで、農家創設についても、それぞれきちっと面接を行ったということで、十分担い手としてやっていけると。特にご質問ございませんかね。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。議案第333号のうち委員が関係する別紙1を除いた案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。

続きまして、委員が議事に参与することができない別紙1の案件について、質疑、採決を行います。3ページの2番は●●委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは、当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 質疑がございませんので、採決に入ります。当案件につきまして、原案どおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 以上、議案第333号につきましては、全て原案のとおり決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、別冊議案第334号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。

農 業 政 策 課 引き続き、議案第334号 農地中間管理事業の推進に関する法律
洞 野 主 事 第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画案(機構配分)」の意見聴取について、ご説明いたします。本計画は、既に中間管理機構が地権者から借り受けている農地を、別の担い手に貸し付けるという計画になります。それでは、別冊の44ペー

ジをご覧ください。今回機構配分を受ける方は 10 名で、賃貸借及び使用貸借により合計 17,621 m²を長野県農業開発公社が貸付けを行うものでございます。

続いて 45 ページをご覧ください。こちらからは地域計画区域内の農地に係る計画になります。番号 1 は、●●さんが田子地区で大豆を栽培する計画、番号 2 は、●●さんが大岡甲地区で水稲を栽培する計画、番号 3 は、●●さんが松代町清野地区で野菜全般を栽培する計画、番号 4 は、合同会社●●さんが若穂綿内地区で水稲を栽培する計画、番号 5 は、●●さんが若穂綿内地区で水稲を栽培する計画、番号 6 は、●●さんが若穂綿内地区で水稲を栽培する計画、番号 7 は、●●さんが若穂綿内地区で果樹全般を栽培する計画、番号 8 は、●●さんが若穂綿内地区で果樹全般を栽培する計画となります。

ページをめくりいただきまして 49 ページをご覧ください。こちらからは、地域計画区域外の農地に係る計画となります。番号 1 は、●●さんが川中島町今里地区で水稲を栽培する計画、番号 2 は、●●さんが川中島町今里地区で果樹全般を栽培する計画、番号 3 は、●●さんが大岡甲地区で水稲を栽培する計画となります。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いいたします。

議 長 農業政策課から説明をいただきました。それでは、地区調査会長から、調査結果につきまして補足説明並びに農家創設を含めて報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、45 ページ 1 番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本案件については、原案どおり決定することで問題ありません。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、49 ページ 1 番と 2 番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 1 番、これは先ほどの農家創設の 3 人目であります。借受人の●●さんですが、これは現在、川中島の●●で●●として働いておりまして、お米を指導しておりまして、その仕事で得た知識を活かして、自分でも水稲栽培をやってみたいというところでの機構配分による農地の権利取得であります。そして、当座は●●の委託作業でやっていって、徐々に面積を広げて機械も備えていきたいというところでありました。

2 番は、今まで●●でやっていたんですが、大型機械がなかなか入りにくいということで、変えたいということでありまして、●●さんという方に受けてもらえるということでありまして、引き続き耕作していただきたいというふうに考えております。以上です。

- 議 長 続きます、南部地区調査会長から、45 ページの 2 番と、49 ページの 3 番お願いします。
- 小林地区調査会長 南部地区調査会の小林です。45 ページの 2 番につきましては、大岡になりますけれども、原案どおり決定するというので、特に問題はありません。
- 続きます、49 ページの 3 番、こちらも大岡ですが、調査会で審議した結果、原案どおり決定するというので問題ありません。以上です。
- 議 長 続きます、東部地区調査会長から、45 ページ 3 番から 8 番までお願いします。
- 近藤地区調査会長 いずれも原案どおりとすることで問題はありません。以上です。
- 議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 334 号について、原案どおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 334 号は、原案どおり決定し、長野市長に意見書を提出します。
- 続きます、議案第 335 号を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 笠井主幹 兼 事務局長補佐 議案第 335 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本冊の 15 ページをご覧ください。番号 1 番から 26 ページ 315 番までの 315 件でございます。26 ページの一番下をご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が 57 筆、面積が 18,119.56 m²、原野が 258 筆、面積が 83,992.86 m²、合計で 315 筆、102,112.42 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局の説明がありました。本件につきましては、農業委員会に関する法律第 32 条第 1 項の規定により、委員が議事に参与することができない案件がありますので、関係する議員に退室していただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。それでは、委員が関係する別紙 1 の案件を除いた案件について、質疑・採決を行います。まず、提案内容に発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、質疑はございませんので、採決に入ります。議案第 335 号のうち委員が関係する別紙 1 を除いた案件について、提案

のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員の方の賛成を確認いたしました。

続きまして、委員が議事に参与することができない別紙1の案件について、質疑・採決を行います。25ページの285番は、●●委員が関係する案件でございますので、退室をお願いします。

【●●委員退室】

議

長 当案件につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いします。特にはないですね。

【質疑なし】

議

長 それでは、質疑を打切り採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。

【●●委員入室】

議

長 以上、議案第335号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第110号、報告第111号、そして報告第112号について、事務局より説明をお願いします。

笠

井 主 幹
兼 事務局 長 補 佐

報告第110号 農地法第4条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の27ページをご覧ください。番号54番から30ページの65番までの12件です。内容につきましては、記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第111号 農地法第5条の規定による届出について、ご報告申し上げます。31ページをご覧ください。番号113番から34ページの125番までの13件です。内容につきましては、記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第112号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。35ページをご覧ください。番号1番から5番までの5件です。内容につきましては、記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の3件について、ご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

議

長 ただ今、事務局から報告第110号、第111号、そして第112号について、ご説明をいただきました。発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議長 それでは、質問がないようでございます。報告案件ですので、ご了解いただきますようお願いいたします。

次に、その他農業委員会業務に係る事項について、審議を行います。議案第 336 号 農地の賃借料情報についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

相澤主事 事務局の相澤と申します。議案第 336 号 農地の賃借料情報について、説明をさせていただきます。着座で説明します。初めに、資料ですけれども、本日お配りしております A 4 表裏 1 枚のもので、左上に議案第 336 号と書かれたものをご覧ください。令和 7 年農地の賃借料情報になります。こちらにつきましては、農地法第 52 条の規定に基づき、農業委員会が毎年公表している賃借料情報になりまして、令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までに締結、公告された 10 アール当たりの賃借料になります。本総会でご審議いただいた後に、今後公表するものになります。なお、こちらの算出につきましては、全国農業会議所の手引に基づき算出しています。

1 の賃借料のデータですが、地区ごとに、田、畑、樹園地のそれぞれの平均額、最高額、最低額、賃貸があった筆数を算出しています。金額は 100 円単位で四捨五入したもので、物納は算定対象外としています。また、地区ごとに平均値から著しく差異のあるもの、具体的には平均値からプラスマイナス 70% を超える取引については除いております。表に横棒のハイフンが記載されているものについては、賃借筆数が 5 件未満のものであり、算定の対象外としています。下の 2 の使用貸借の件数につきましては、地区ごとに使用貸借筆数と賃貸、使用貸借の合計筆数、使用貸借の割合を示したものになります。表の資料が、今後ご審議いただいた後、公開する内容となります。

裏面は参考資料となりますので、ご覧ください。1 の公表の方法としましては、本総会でご審議いただいた後、令和 8 年 4 月発行の農業委員会だよりへの公開、長野市のホームページへ 2 月上旬に公開の予定で進めてまいります。2 の農地の賃借料の推移につきましては、(1) は令和 3 年から令和 7 年までの過去 5 年間の賃借料の平均額の推移となります。表の下に記載させていただきましたが、令和 7 年に賃借料が減少した原因の考察としまして、1 つ目に、出し手の過剰が進行し、少ない賃借料でも借りてもらいたいとする人が増えたこと。2 つ目は、相対契約から中間管理事業への移行ということで、これまで相対契約の場合、傾向としてお知り合い同士の契約ですので、どうしてもお付き合い料ではありませんけれども、言い値により比較的高い賃借料が設定され

る傾向がございました。これが中間管理事業になりますと、市の農業公社が間に入って賃借料を調整するため、これまで農業委員会で公表していた平均賃借料等に基づいて設定することがあるため、より公表される金額と近い賃借料が設定される傾向が高くなりました。以上の2点が、令和7年に賃借料が減少した原因の考察でございます。(2)全利用権設定数に占める使用貸借の割合については、表のとおりとなっておりますので、ご覧いただければと思います。説明は以上となります。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より令和7年農地の賃借料情報についての説明を受けました。ただ今の説明に対しまして、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。阿部委員どうぞ。

阿 部 委 員 　2番目のところで、筆数が215となっていて、裏見ると令和7年で、田んぼが215ということで、これいいんだ。分かりました。

議 長 　よろしいですか。他にはいかがですか。賃借料は下がっているんだよね、相対的に。5年間の傾向見ても。特にご意見なければ採決に入ります。議案第336号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第336号農地の賃借料情報については、原案のとおりと決定いたしました。ありがとうございました。

　続きまして、議案第337号第20期農業委員会体制への引継ぎ事項についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 　事務局の西村でございます。失礼させていただきます。着座にて説明させていただきます。議案第337号第20期農業委員会体制への引継ぎ事項につきまして、お手元の資料2をご覧ください。第19期委員会体制の検証アンケートを基に作成いたしました、第20期委員会体制への引継ぎ事項案につきまして、今月開催の地区調査会にお諮りしたところ、特段修正、追加等のご意見はございませんでした。本日は、こちらにお示しした内容でご決定いただきますようよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局より第20期委員会体制への引継ぎ事項について、説明を受けました。この内容につきまして、調査会ではご議論いただいたと思いますけど、皆さまのほうから質問、意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。特に、2番目の地域の協議により将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の実行とブラッシュアップのため、市長部局との連携を図り、関係機関と相互に補完しあって、一体となり推進することというのを、

新たに今回追加というんですか、今期については一番のポイントかなと思います。それでは、農業委員会の意思統一を図りたいと思います。議案第 337 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成の確認をいたしました。原案のとおり決定しました。この内容を第 20 期農業委員会体制に引き継いでいただきたいと思います。

以上で、予定をいたしました議事が終了しましたが、委員の皆さんから議題としたい事項がありましたらお願いします。よろしいですか。

どうもありがとうございます。以上で、全ての議事が審議終了しました。進行を曾根会長代理にお願いします。

曾根会長代理 青木会長お疲れさまでした。以上で、本日の議事は終了となりました。

次に、8その他に移ります。本日の議事全体を通しまして、皆さまからご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。なければ事務局から、今後の日程説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 私から、今後の日程について申し上げます。お手元の次第をご覧ください。次回第 37 回総会は、2月 27 日金曜日の午後 2 時 30 分から、第二庁舎 10 階の講堂で行います。総会終了後、場所を長野駅前のホテルメトロポリタン長野に移しまして、第 19 期農業委員会解散会を行いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、総会次第の裏面をご覧ください。2月開催の地区調査会、農家相談会、それから2月開催の会議等の予定を記載してございますのでよろしくお願い申し上げます。私からの連絡事項は以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。以上で、第 36 回の総会を終了いたします。皆さま、お疲れさまでした。ありがとうございます。